倫理に関する規程

特定非営利活動法人　ＮＰＯ高知市民会議

令和０５年０４月２０日　制定

倫理に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人ＮＰＯ高知市民会議（以下、「市民会議」という。）の定款第５条に基づく事業の実施にあたり、倫理について必要な事項を定め、事業者、利用者等の権利擁護を図り、もって市民会議に対する社会的信頼の一層の向上に資することを目的とする。

（組織の使命および社会的責任）

第２条　市民会議は、その設立目的に従い、重大な責務を負っていることを十分認識して、事業運営にあたらなければならない。

（社会的信用の維持）

第３条　市民会議は、常に公正かつ誠実に事業運営にあたり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第４条　市民会議は、全ての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

（法令等の遵守）

第５条　市民会議は、関連法令および市民会議の定款およびその他規程を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

２　市民会議は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

３　市民会議の役員および職員（以下、「役職員」という。）は、不正もしくは不適切な行為またはそのおそれがある行為を認めた場合には、「コンプライアンスに関する規程」に則り、対応しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第６条　役職員等は、その職務や地位を自己または第三者の私的な利益の追求のために、利用することがあってはならない。

（利益相反等の防止および開示）

第７条　市民会議は、利益相反を防止することを示すため、役職員の職歴および賞罰について自己申告をさせるとともに、「情報公開に関する規程」に基づき、公開しなければならな

い。
２　市民会議は、総会または理事会の決議にあたっては、当該決議について特別の利害関係を有する会員または役職員を除いて、行わなければならない。
３　市民会議は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について、自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

（特別の利益を与える行為の禁止）
第８条　役職員は、特定の個人または団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

（情報開示および説明責任）
第９条　市民会議は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（個人情報の保護）
第１０条　市民会議は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

（反社会的勢力・団体との断絶）
第１１条　市民会議は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を断絶する。また、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は一切行わない。
２　市民会議の役職員は、次の各号に掲げることに留意して行動しなければならない。
（１）　反社会的勢力・団体とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。反社会的勢力・団体による不当要求は明確に拒絶する。また、反社会的勢力・団体による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由にする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。
（２）　助成事業の申請者に対しては、反社会的勢力・団体との関係がないことを申請時に文書で確認する。市民会議への資金拠出者に対しては、反社会的勢力・団体からの資金が流入していないことを確認したうえで、資金提供を受ける。

（研鑽）
第１２条　役職員は、社会的課題や民間公益活動の促進に関する情報収集およびその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、民間公益活動の促進による社会の変革に向けてチャレンジ精神をもって、業務にあたらなければならない。

（規程遵守の確保）

第１３条　市民会議は、必要があるときは、総会の決議に基づき、委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

（改廃）

第１４条　この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

［附　則］

１．この規程は、令和５年４月２０日から施行し、同日より適用する。